

会 記

I 日本白鳥の会第9回総会の結果報告、その他のお知らせ

日本白鳥の会第9回総会は、56年10月4日（日）、東京都内で開催しました。本年は役員改選があり、日本白鳥の会会长として当会を導いてくださいました家田三郎氏が勇退し、顧問になりました。日本白鳥の会会則を改正して役員を改選し、新たに理事を決めました。IWRB日本委員理事会の結果は、松井繁氏から会計、その他の報告がありました。

日本白鳥の会、昭和55年度決算、56年度予算案については原案通り承認されました。

次期研修会は、57年1月30日（土）、31日（日）に伊豆沼観光センター、宮城県登米郡迫町新田で開催することにしたので奮って参加されるようご案内します。

研究発表として、山階鳥類研究所の柿沢亮三氏が白鳥の学名の変遷と題して講演しました。それはとても興味あることなので、明年発行の会報で詳細を発表することにしました。

明年から会報の発行については、会報編集委員を首都圏在住の方に原稿のとりまとめを、お願いすることにしたので、会報原稿は明年5月末までに、柿沢亮三氏、東京都渋谷区南平台町8の20、山階鳥類研究所内まで送付してください。

白鳥の定時定点調査は、白鳥を知るためにも大切な調査です。この調査をお願いしている方は速かに、玉田誠理事まで報告してください。

日本白鳥の会会长の改選したことにより事務局は下記へ異動しましたので年会費の納入、その他の連絡はこちらへお願いします。

〒060 札幌市中央区北五条西20丁目桑園中央病院内

事務局長 服部 畦作 電話 011(621)1023

またこの総会において本会役員の新任、変更が次のようにありました。

会長 松井 繁（北海道）

副会長 三上士郎（青森県）、大森常三郎（福島県）、本田 清（新潟県）

監事 柿沢亮三（東京都）、稻田征一（茨城県）

新理事 安部誠典、辻口 潔、芳賀孝行、松木勝彦、笠原啓一（相沢幸四郎と交代）

会報編集委員 阿部 学、柿沢亮三、菊池昶史

II 日本白鳥の会伊豆沼研修会の報告

日本白鳥の会第6回研修会は、昭和57年1月30日、宮城県若柳町の伊豆沼観光センターで開かれました。開会に際して松井繁会長が挨拶し、続いて参加者40名が自己紹介し、白鳥にまつわる簡単なコメントを話した。

来賓を代表して伊豆沼管理協議会・会長である鈴木吉右衛門・若柳町長が伊豆沼の現状についての挨拶をした。

地元の相沢幸四郎・迫町若柳町愛護会前会長が伊豆沼における白鳥愛護活動についてと題して講演をした。

研究発表では、大森常三郎氏 私の提言について、本田 清氏 白鳥の渡りについて、平泉秀樹氏 伊豆沼の野鳥と現況について、酒田市白鳥を愛する会による活動記録映画会、を行った。

懇親会では夜遅くまで白鳥談議に花を咲かしていた。翌31日は、伊豆沼、内沼（迫町、若柳町、

築館町) および迫川で白鳥を見学した。この研修会に際してご協力くださいました笠原啓一氏、迫町、若柳町の白鳥を愛する皆様に深く感謝を申し上げます。

III 第10回日本白鳥の会総会、結果報告

1. 日 時 昭和57年9月26日（日）午前9時30分～午後3時
2. 場 所 東京都渋谷区「北海道、東京第二事務所」

3. 出席者 松井会長以下15名

4. 議事次第

- (1) 松井会長のあいさつ
- (2) 環境庁鳥獣保護課村上係長の来賓祝辞
- (3) 議長選出、菊池昶史氏を選出
- (4) 昭和56年度事業報告と決算について、原案どおり承認
- (5) 昭和57年度事業計画と予算案について、原案どおり承認
- (6) 次回以後の総会は毎年6月下旬とすることについて
- (7) 会計年度の移行について

当会の会計年度は他の会計年度と異なり、混乱することがあり、会計年度を4月1日から翌年3月31日にあらためる。会費納入の混乱を防ぐため一年間の猶予期間を置く。従って昭和58年度は昭和58年9月1日から59年3月31日までとする。それに合わせて総会を6月下旬の日曜日とする。

- (8) 次期研修会を福島市（阿武隈川）で開催することについて
- (9) 日本白鳥の会、前会長家田三郎氏の日本鳥類保護連盟総裁賞受賞について
- (10) 白鳥の保護に尽力された方の表彰について

昭和58年2月19日（土）、20日（日）福島市飯坂町ホテル「大島」で阿武隈川のハクチョウ研修会を開催します（詳細は後日お知らせします）。その際に鳥類の保護に対して名誉ある賞を受賞された家田三郎氏のお祝いを行ないます。当会では日頃、白鳥の保護に尽力された方を表彰することにした。次期研修会に地元の方を表彰し感謝状を贈呈する。

- (11) 会報発行遅延の説明について、会報編集委員・柿沢亮三氏が発行遅延していることを説明した。

- (12) IWRBの参加報告について

第28回IWRBの代表者会議がカナダのエドモントンで開されたがその会議に出席した阿部学氏が「大湿原の保全と管理をみる」と題して報告した。

- (13) 内田映氏が「中海意東海岸よりコハクチョウ群の迷壁原因について」を発表した。

日本白鳥の会々則

第1条（名称および事務局） 本会は「日本白鳥の会」と称し、事務局を会長所在地に置く。

(2) 本会は支部を置くことができる。

第2条（目的） 本会は日本に渡来する白鳥を保護し、生態を解明するため、各渡来地の環境保全を図るとともに広く自然保護思想の普及と学術文化の進展に寄与することを目的とする。

第3条（事業） 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 白鳥に関する文献、資料の収集・紹介・あっせん。
- ② 個人および団体の渡来白鳥保護研究活動に対する協力と援助。
- ③ 世界の白鳥研究者または機関団体との提携交流。
- ④ その他本会の目的を達成する事業。

第4条（会員） 本会の趣旨に賛同し、会費を納めたものは会員となることができる。

第5条（役員） 本会に次の役員を置く。

- ①会長 1名、②副会長 3名、③理事 若干名、④監事 2名
- (2) 本会に顧問を置くことができる。

第6条（役員の選出方法） 会長および監事は総会において選出する。

- (2) 副会長および理事は総会の同意を得て会長が委嘱する。
- (3) 顧問は総会の同意を得て会長が委嘱する。

第7条（役員の任務） 会長は本会を代表し、会務を総理する。

- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は会務の執行にあたる。
- (4) 監事は会務を監査する。
- (5) 顧問は会長の諮問に応ずる。

第8条（役員の任期） 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- (2) 役員は任期満了後でも後任が就任するまではその職務を行なう。

第9条（総会） 総会は毎年1回開き、事業計画・予算・決算・会則の改正・役員の選任・その他重要事項を審議決定する。

第10条（理事会） 理事会は必要に応じ開き、会長が議長となる。

第11条（事務局） この会の事務を処理するため、事務局を置く。

- (2) 事務局長は理事会にはかり、会長が委嘱する。

第12条（経費） 本会の経費は会費およびその他の収入をもってあてる。

- (2) 会費は年額3,000円とする。

第13条（会計年度） 本会の会計年度は毎年9月1日はじまり、翌年8月31日に終わる。

第14条（専決） 本会の運営に関し緊急を要する事項は副会長と協議のうえ、会長が専決処理することができる。

附 則

(1) この会則は昭和48年6月24日から施行する。

昭和52年9月4日 第13条 1部改正

昭和55年10月12日 第12条 1部改正

昭和56年10月4日 第5条、第6条、第7条 1部改正